



ネオdeいりょう

無解約返戻金型終身医療保険

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みください。

掲載内容



重要事項説明書(契約概要)…………… P.1

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。



重要事項説明書(注意喚起情報)… P.11

「注意喚起情報」は、お申込みの際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。



その他ご留意いただきたい事項… P.17

お申込みにあたって、ご留意いただきたい事項を記載しています。必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はネオファースト生命Webサイト内
(<http://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>)にて、ご確認いただけます。
なお、お申し付けいただければ冊子を事前にお送りいたします。



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032

東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社

コンタクトセンター

0120-312-201

受付時間 9:00～18:00(土曜日は17:00まで)
※日・祝日を除く

1 商品のしくみ

「ネオdeいりょう」の正式名称は「無解約返戻金型終身医療保険」です。

ポイント

- 病気やケガにより入院されたとき(日帰り入院を含みます)の保障を一生にわたって確保することができます。
- 各種特約の付加や特則の適用により、保障内容を充実させることができます。死亡保障特則を適用した場合には、死亡されたときの保障を一生にわたって確保することができます。
- 被保険者の健康状況がネオファースト生命の定める基準を満たす場合、健康保険料率が適用され、基準を満たしていない場合に比べて、保険料が安くなります。

⚠️ 高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金もありません。

【ご契約例】

付加する特約:手術保障特約(2018)I型、先進医療特約

保険期間・保険料払込期間:終身(先進医療特約は10年更新)

保険料払込方法:月払 保険料払込経路:口座振替



〈更新後の保険料について〉

●更新後の保険料は、更新日時時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。

(*1) 先進医療特約は契約年齢0歳～80歳の場合、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間は10年とし、10年ごとに自動的に更新されます。更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。また、契約年齢81歳～85歳の場合は、保険期間は終身となります。

(*2) 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。

※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

2

給付金のお支払い

主契約・特約・特則の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合などに給付金をお支払いします。

主契約・特約・特則の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金等は以下のとおりです。詳しくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。なお、特約・特則については、ご契約に付加または適用する場合のみお支払い等の対象となります。

主契約・特約	給付金の種類	支払事由の概要		支払限度	給付金額
無解約返戻金型 終身医療保険 (*1) 主契約	疾病入院給付金	三大疾病支払日数 限度無制限特則を 適用しない場合	病気の治療を目的として、 1日以上入院をしたとき	1入院 60日 通算 1,095日	入院給付金日額 × 入院日数
		三大疾病支払日数 限度無制限特則を 適用する場合	三大疾病(*2)以外の病 気の治療を目的として、1 日以上入院をしたとき	1入院 60日 通算 1,095日	
			三大疾病(*2)の治療を 目的として、1日以上 の入院をしたとき	1入院、通算ともに支払日数無制限	
	災害入院給付金	不慮の事故による傷害の治療を目的として事 故の日も含めて180日以内に1日以上入院 をしたとき		1入院 60日 通算 1,095日	入院給付金日額 × 入院日数
	死亡給付金 (*3)	死亡保障特則を 適用する場合	死亡したとき	1回	入院給付金日額 × 給付倍率
(*1) 三大疾病支払日数限度無制限特則および死亡保障特則がいずれも適用されていないご契約において、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算限度に達した場合にはご契約は消滅します。 (*2) 三大疾病とは、がん(上皮内がんを含みます)、心疾患、脳血管疾患をいいます。 (*3) 死亡保障特則を適用する場合にお支払いする給付金です。高度障害状態に該当した場合の保障はありません。					
+ 手術保障特約(2018)	手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気または傷害の治療を目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料もしくは放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為、または輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植を受けたとき ● 所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けたとき(責任開始日からその日を含めて1年を経過した日より保障開始) 		通算支払回数無制限	<I型> 【入院中】 入院手術給付金額 (外来手術給付金額 ×2) 【外来】 外来手術給付金額 ※特約の型はI型となります。

主契約・特約	給付金の種類	支払事由の概要		支払限度	給付金額
入院一時給付特約(*1)	入院一時給付金	疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき		通算50回	入院1回につき入院一時給付金額
通院特約(*1)	通院給付金	がん(上皮内がんを含みます)以外が原因の場合	主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後180日以内に入院の直接の原因となった病気または傷害の治療を目的として通院をしたとき	1回の通院対象期間中 30日 通算 1,095日	通院給付金日額 × 通院日数
		がん(上皮内がんを含みます)が原因の場合	主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後5年以内に入院の直接の原因となったがん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として通院をしたとき	通算支払日数無制限	通院給付金日額 × 通院日数
三大疾病一時給付特約	がん一時給付金	<p><初回> 初めてがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき(*2)</p> <p><2回目以降> 直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として入院を開始したとき</p>		1年に1回 通算支払回数無制限	三大疾病一時給付金額
	心疾患一時給付金	<p><初回> 責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①心疾患を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②心疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき</p> <p><2回目以降> 直前の心疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、上記①または②の事由に該当したとき</p>		1年に1回 通算支払回数無制限	三大疾病一時給付金額
	脳血管疾患一時給付金	<p><初回> 責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②脳血管疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき</p> <p><2回目以降> 直前の脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、上記①または②の事由に該当したとき</p>		1年に1回 通算支払回数無制限	三大疾病一時給付金額
がん診断特約(2019)	がん診断給付金	<p><初回> 初めてがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき(*2)</p> <p><2回目以降> 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として入院を開始したとき</p>		1年に1回 通算支払回数無制限	がん診断給付金額
抗がん剤治療特約	抗がん剤治療給付金	本特約の責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)(*3)の治療を目的として、公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をしたとき		月に1回 通算支払回数無制限	抗がん剤治療給付金額

(*1) 死亡保障特約が適用され、三大疾病支払日数限度無制限特約が適用されていない場合、主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算限度に達した場合には特約は消滅します。

(*2) 主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された場合は、給付金をお支払いしません。

(*3) 本特約の責任開始期前にがんと診断確定されたことのない場合に限り、適用されます。

主契約・特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
先進医療特約	先進医療給付金	病気または傷害を直接の原因として所定の先進医療による療養を受けたとき	通算2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額
特定疾病保険料払込免除特約(2020)	がん(上皮内がん等を含みません)、急性心筋梗塞、脳卒中のいずれかで所定の事由に該当したとき、以後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。詳しくは、下表をご確認ください。			

「特定疾病保険料払込免除特約(2020)」の保険料払込の免除事由について

特定疾病	保険料払込の免除事由
がん	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物)と医師により診断確定されたとき
対象外	①上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます) ②責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されたがん
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

※特約の型はI型となります。

保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合などの概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。

◆ 主契約 について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病入院給付金については、疾病により、1日以上入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については新たな入院とします。 ● 災害入院給付金については、不慮の事故により、1日以上入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の不慮の事故によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については新たな入院とします。
✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故の場合や、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査で入院した場合などはお支払いの対象になりません。

⚠ 被保険者が死亡された場合

● 死亡保障特則を適用しない場合

被保険者が死亡された場合、主契約、特約ともに保障は消滅します。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金(*)を死亡時支払金受取人(死亡時支払金受取人が指定されていない場合は保険契約者)にお支払いします。



(*) 保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、未払込保険料を返戻金から差し引いてお支払いします。なお、返戻金が未払込保険料に不足するときは返戻金をお支払いしません。

● 死亡保障特則を適用する場合


被保険者が死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いし、主契約、特約ともに保障は消滅します。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合でも主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金はお支払いしません。

詳しくは「ご契約のしおり・約款」(ご契約後について)をご確認ください。なお、特約・特則から返戻金のお支払いはありません。


◆「手術保障特約(2018)」について

 <p>お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一の日に複数回手術を受けた場合は、手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。 ● 「医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている診療行為(*)」を受けられた場合、初日に受けられた診療行為のみが手術に該当し、お支払いの対象となります。 ● 「医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けられた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(*)」を複数回受けられた場合、手術を受けられた日から14日間については、手術給付金の金額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。 ● 放射線治療を複数回受けた場合の手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。 <p>(*)手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。</p>
 <p>お支払いできない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の手術はお支払いの対象になりません。 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)／切開術(皮膚、鼓膜)／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯手術／涙点プラグ挿入術／鼻腔粘膜焼灼術、下甲粘膜炎焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術／異物除去(外耳、鼻腔内) ● 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術について、その提供者と受容者が同一となる場合(自家移植)や臍帯血幹細胞の採取は、手術給付金のお支払いの対象になりません。



◆「入院一時給付特約」について

 <p>お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院を2回以上した場合で、疾病入院給付金または災害入院給付金の規定により1回の入院とみなされる場合は入院一時給付金のお支払いは1回です。
--	--



◆「通院特約」について

 <p>お支払いできない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● つぎの場合は通院給付金を重複してお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ お支払いの対象となる通院を同じ日に2回以上したとき ・ 複数の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき ・ 重複する通院対象期間中に通院をしたとき
---	---



◆「三大疾病一時給付特約」について

 <p>お支払いには制限があります</p>	<p><がん一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2回目以降のがん一時給付金は、直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を目的とした入院を開始した場合にお支払いします。 ● 直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続してがん一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その1年を経過した日の翌日を入院開始日とみなして、がん一時給付金をお支払いします。 <p><心疾患一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2回目以降の心疾患一時給付金は、直前の心疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に支払事由に該当した場合にお支払いします。 ● 直前の心疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続して心疾患一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、心疾患一時給付金をお支払いします。 <p><脳血管疾患一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2回目以降の脳血管疾患一時給付金は、直前の脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に支払事由に該当した場合にお支払いします。 ● 直前の脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続して脳血管疾患一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、脳血管疾患一時給付金をお支払いします。
 <p>お支払いできない場合があります</p>	<p><がん一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定された場合、がん一時給付金はお支払いしません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、がん一時給付金はお支払いしません。 <p><心疾患一時給付金・脳血管疾患一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、お支払いの対象になりません。 ● 同一の日に同一の給付金の支払事由に複数該当することとなる場合でも、その給付金を重複してはお支払いしません。

◆「がん診断特約(2019)」について

 <p>お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2回目以降のがん診断給付金は、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、本特約の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を目的とした入院を開始した場合にお支払いします。 ●直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続してがん診断給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その1年を経過した日の翌日を入院開始日とみなして、がん診断給付金をお支払いします。
 <p>お支払いできない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から本特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。(*)



◆「抗がん剤治療特約」について

 <p>お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する医薬品をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1)厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたこと (2)世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)またはV10(治療用放射性医薬品)に分類されること ●薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院をされた場合でも、抗がん剤の支給を受けられていないときは、抗がん剤治療給付金をお支払いしません。 ●お支払いの対象となる入院または通院を同月中に2回以上された場合は、その月の最初の入院日または通院日を抗がん剤治療給付金の支払事由に該当した日とみなします。
 <p>お支払いできない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から本特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。(*)

(*) 責任開始期前のがん診断確定による無効の場合


- がん診断特約(2019)および抗がん剤治療特約については、被保険者がこれらの特約の責任開始期の前日までにかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、特約は無効となり、給付金のお支払いはできません。
- 特約が無効となった場合、すでにお払い込みいただいた特約の保険料の取り扱いは以下のとおりとなります。
 - 告知の前にかんがんと診断確定されていた場合
 - ①その事実を保険契約者および被保険者がいずれも知らなかったときは、払い戻します。
 - ②その事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - 告知の時から特約の責任開始期の前日までにかんがんと診断確定されていた場合、払い戻します。

◆「先進医療特約」について

 <p>お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。
 <p>お支払いできない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。

※同一の被保険者において、ネオファースト生命の先進医療特約および先進医療特約(引受基準緩和型)との重複加入はできません。

◆「特定疾病保険料払込免除特約(2020)」について

 <p>保険料のお払込みを免除できない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます)は保険料払込の免除の対象になりません。 ●責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合、保険料のお払込みは免除しません。この場合、90日経過後に新たにかんがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料のお払込みは免除しません。 ●受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、保険料払込の免除の対象になりません。
---	--

指定代理請求制度

被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

※死亡給付金は指定代理請求制度の対象外となります。

3

ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

◆契約年齢

契約年齢	0歳～85歳(満年齢)
------	-------------

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型終身医療保険(主契約) 手術保障特約(2018) 入院一時給付特約 通院特約 三大疾病一時給付特約 がん診断特約(2019) 抗がん剤治療特約 特定疾病保険料払込免除特約(2020)	終身	終身、65歳払済
先進医療特約	10年(*)	10年(*)

(*)契約年齢が81歳以上である場合、保険期間・保険料払込期間は終身となります。

※特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。

◆「死亡保障特則」の給付倍率について

死亡保障特則を適用した場合、被保険者が保険期間中に死亡したときには主契約の入院給付金日額にご契約時に契約者が選択した倍率(給付倍率)を乗じてお支払いします。この給付倍率をご契約時にのみご選択ができ、**変更の取り扱いはありません。**

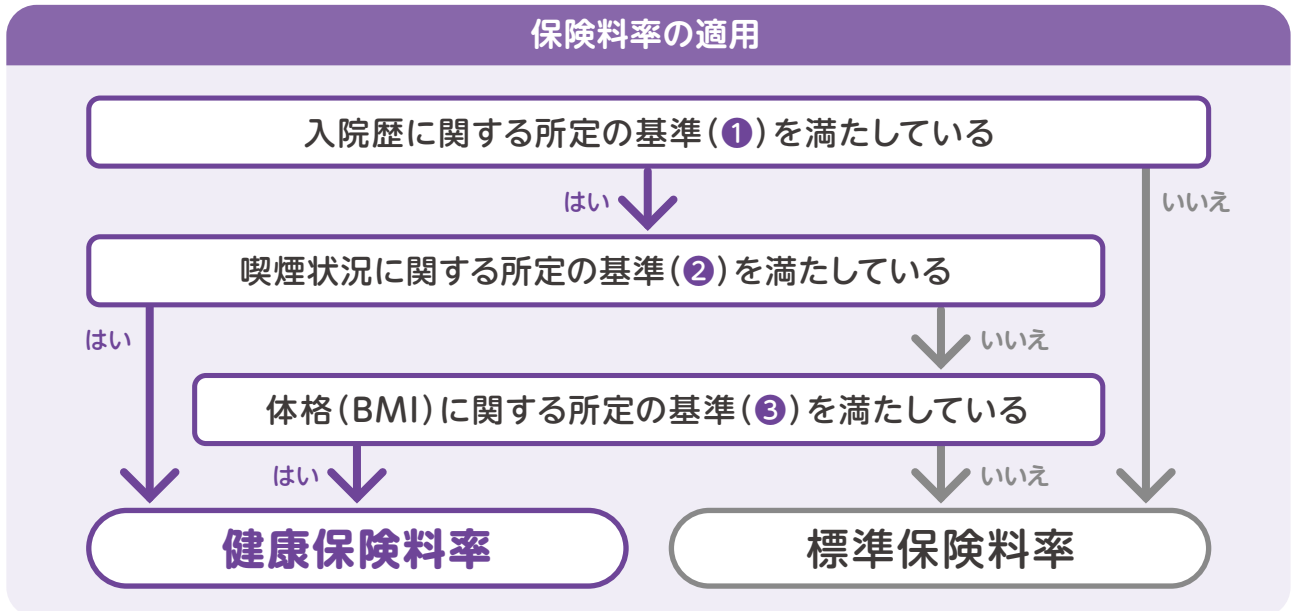
契約年齢	給付倍率	
	三大疾病支払日数限度無制限特則	
	適用する場合	適用しない場合
0歳～66歳	50倍～100倍	50倍～100倍
67歳～70歳		50倍～90倍
71歳～74歳	50倍～90倍	50倍～80倍
75歳～78歳	50倍～70倍	
79歳～85歳	50倍	

※契約年齢等により、設定いただける給付倍率の上限が異なります。

4

適用する保険料率について

- 主契約(無解約返戻金型終身医療保険)および所定の特約(*1)の保険料は、被保険者の健康状況に応じて、健康保険料率または標準保険料率のいずれかを適用して計算します。
(被保険者の年齢が20歳未満の場合、健康状況にかかわらず保険料率は標準保険料率のみとなります。)
- 健康保険料率を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(「入院歴」「喫煙状況」「体格(BMI)」)は告知事項として、お申込みの際に告知いただきます。



(*1) 所定の特約は、つぎのとおりです。

- ・手術保障特約(2018) ・入院一時給付特約 ・通院特約 ・三大疾病一時給付特約 ・がん診断特約(2019) ・抗がん剤治療特約
- ・特定疾病保険料払込免除特約(2020)

- 健康保険料率の適用基準はつぎのとおりです。

項目	基準
① 入院歴	つぎのいずれにも該当しないこと ・過去5年以内に病気やケガで継続8日以上入院をした。 ・過去5年以内につぎの病気の治療を目的として入院をした。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> がん(上皮内がんを除きます)、不整脈、虚血性心疾患(狭心症・心筋梗塞・急性冠症候群)、脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血)、精神疾患(うつ病・そううつ病・双極性障害・神経症・統合失調症)、てんかん、ぜんそく、慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎・肺気腫)、慢性肝炎、肝硬変、慢性腎臓病、慢性腎炎、慢性腎不全、尿路結石(腎・尿管・膀胱・尿道結石)、糖尿病、関節リウマチ、椎間板ヘルニア、子宮内膜症、不妊症、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開を含みます) </div>
② 喫煙状況	過去1年以内に喫煙(*2)していないこと
③ 体格(BMI)	BMI(ボディ・マス・インデックス)(*3)の値が18以上27未満であること

(*2) 喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。

(*3) BMI=体重(kg)÷{身長(m)}²

- ・体重(kg)は小数点第1位以下を切り捨て
- ・身長(m)は小数点第3位以下を切り捨て
- ・算出されたBMIは小数点第2位以下を切り上げ

- ❗ 被保険者の健康状況の確認のため、告知に加えて所定の検査や健康診断結果等の提出を求められることがあります。
- ❗ 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、「健康保険料率」を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(「入院歴」「喫煙状況」「体格(BMI)」)の告知に誤りがあった場合で、保険料率の変更が必要と認めるときは、契約時に遡って保険料を変更します。追加保険料のお払込みが必要な場合で、そのお払込みがない場合には、保険契約は失効します。
- ❗ 「健康保険料率」とは、本商品におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康保険料率」を適用する基準はあくまでもネオファースト生命独自の基準です。「健康保険料率」を適用する基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

5

保険料のお払込み

保険料の払込方法、払込経路は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込経路	指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み

※主契約の保険料払込期間が有期の場合、主契約の保険料払込期間満了後における先進医療特約の保険料の払込方法は年払となります。

◆保険料払込免除について

特定疾病保険料払込免除特約(2020)を付加し、特定疾病で所定の事由に該当した場合、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払込みを免除します。なお、**この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料にくらべて高くなります。**

保険料払込の免除事由について、詳しくは、**P.4**をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料のお払込みが免除された場合、以後の給付金額の減額など所定のご契約内容変更については取り扱いません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間の満了後にご契約が解約されたとき、または被保険者が死亡されたとき(*)は、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金があります。

(*)死亡保障特則を適用する場合があります。

6

特約の自動更新

- 先進医療特約については、特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- 特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 更新後の特約には更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、更新を取り扱わないか、この特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 保険料のお払込みが免除された場合も同様に、特約は自動更新されます。

7

解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

8

契約者配当金

契約者配当金はありません。

9

その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。

◆給付金のお支払いなどができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、給付金のお支払いなどができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の **11 相談・照会・苦情の窓口** **P.16** をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の **11 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について** **P.16** をご確認ください。

◆通信販売における注意事項

主契約の1回の入院支払限度120日型および八大疾病支払日数限度無制限特則、手術保障特約(2018)のⅡ型、がん通院特約、治療保障特約、特定疾病保険料払込免除特約(2020)のⅡ型、Ⅲ型およびⅣ型、通院特約の通院一時給付金、女性疾病保障特約の取り扱いはありません。パンフレット掲載のプラン以外(主契約または特約の給付金額、保険料払込期間など)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

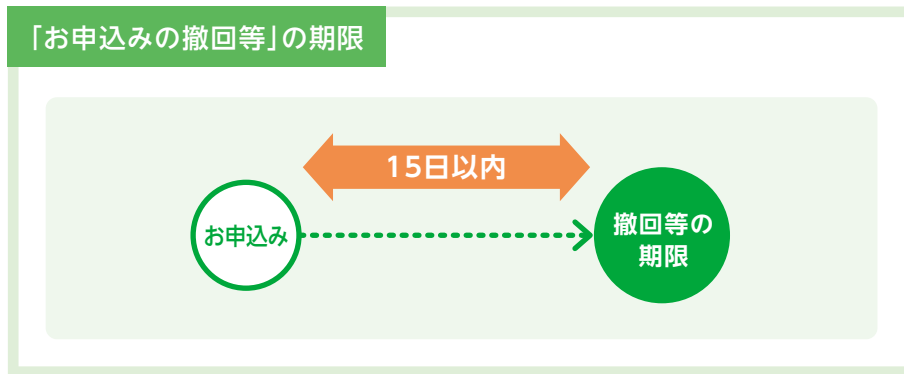


重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日から、その日を含めて15日以内**であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。



◆「お申込みの撤回等」の方法

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2

健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。ご契約をお断りすることもあります。条件を付けてお引き受けすることや、条件を付けずにお引き受けすることもあります。



告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - 責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。また、すでに保険料のお払込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

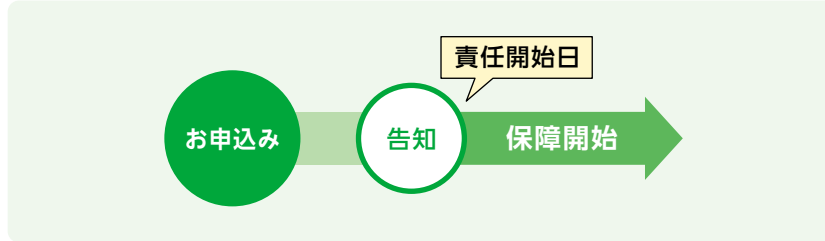
- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合には、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3

責任開始期(保障の開始時期)

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時



※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。



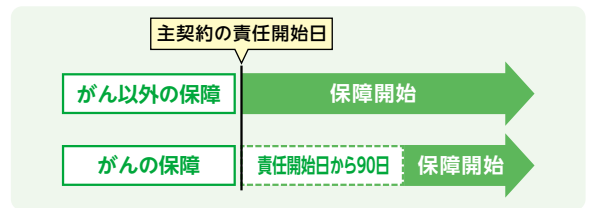
「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払込み

通信販売における取扱いにおいては「責任開始期に関する特則」が自動付帯され保障開始は上記となり、以下のとおり取り扱います。

- ①第1回保険料は、責任開始日の属する月の翌月末日までにお払い込みください。
- ②①のお払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお払込みがない場合は、ご契約は無効となります。

がんの保障(「三大疾病一時給付特約のがん(*1)」、「がん診断特約(2019)」、「抗がん剤治療特約」、「特定疾病保険料払込免除特約(2020)のがん(*2)」の保障)については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されても、保障の対象になりません。

(*1) 上皮内がんを含みます。 (*2) 上皮内がんを除きます。



4

給付金のお支払いなどができない場合

以下のような場合など、給付金のお支払いなどができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生していた疾病や傷害を原因とする場合(死亡給付金の支払事由に該当するものを除きます。)

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆失効後の保険事故

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

◆死亡給付金等の免責事由に該当した場合

責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺、保険契約者または死亡給付金受取人の故意など

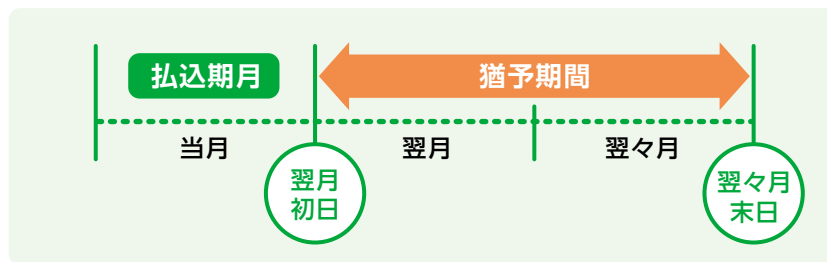
5

払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで)のことをいいます。



6

解約と解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

7

現在のご契約の見直し

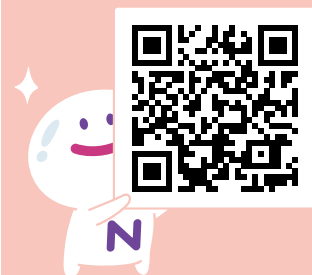
現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する保険料)よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たなご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たなご契約の保険料は、新たなご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たなご契約は告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、給付金をお支払いできない場合があります。

「Webご契約のしおり・約款」

「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、
「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を
ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



Webサイト

<<http://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>>へアクセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のあるQRコードより直接アクセスいただくことも可能です。
※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、**必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。**

- お申込み時に冊子でのお受け取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を対面もしくは郵送*にてお渡しします。
- お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受け取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受け取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

*募集代理店によっては取り扱わない場合もあります

! 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールなどが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができません際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは下記のブラウザでご覧いただくことをお勧めいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合もございますのでご了承ください。

●Internet Explorer 10.0、Internet Explorer 11.0 ●Safari ※SafariはApple Inc.の商標です。 ●Google Chrome
※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター



0120-312-201

[受付時間] 9:00~18:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

N3025-04 (登) B19N1252 (2019.12.25) 営業業務部 '19年12月作成

募集代理店は同封の送付状をご覧ください。